

栃木県保険医協会
2010年審査に関するアンケート結果（歯科）

回答数	29
-----	----

I.概況について

1.診療科	歯科	29	100.0%
-------	----	----	--------

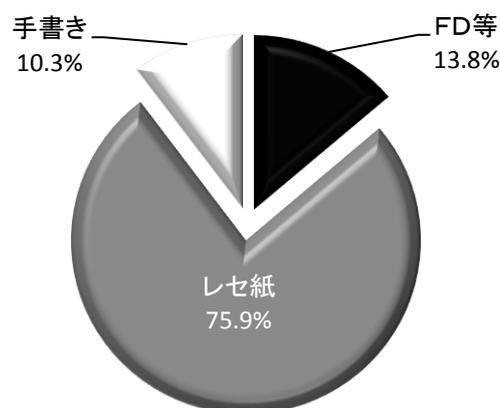
2.年齢	30代	3	10.4%
	40代	9	31.0%
	50代	13	44.8%
	60代	3	10.4%
	70代以上	1	3.4%

3.開業年数	0～4年	4	13.8%
	5～9年	4	13.8%
	10年以上	7	24.1%
	20年以上	8	27.6%
	30年以上	3	10.4%
	40年以上	3	10.4%

4.処方	院内	27	
	院外	0	
	無回答	2	

5.請求方法	FD等	4	13.8%
	オンライン	0	0.0%
	レセ紙	22	75.9%
	手書き	3	10.3%

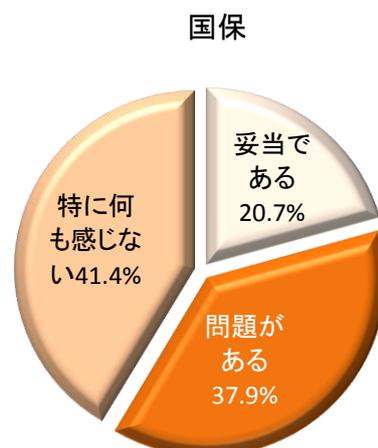
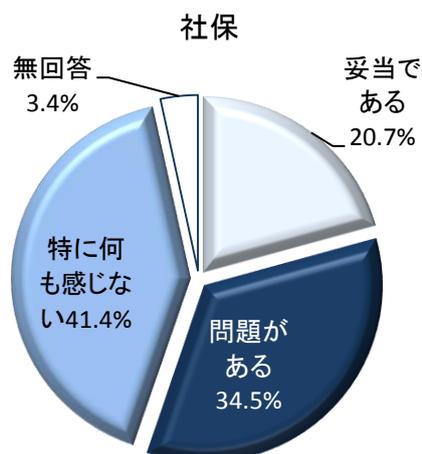
5.診療報酬の請求方法は？



II.審査全般について

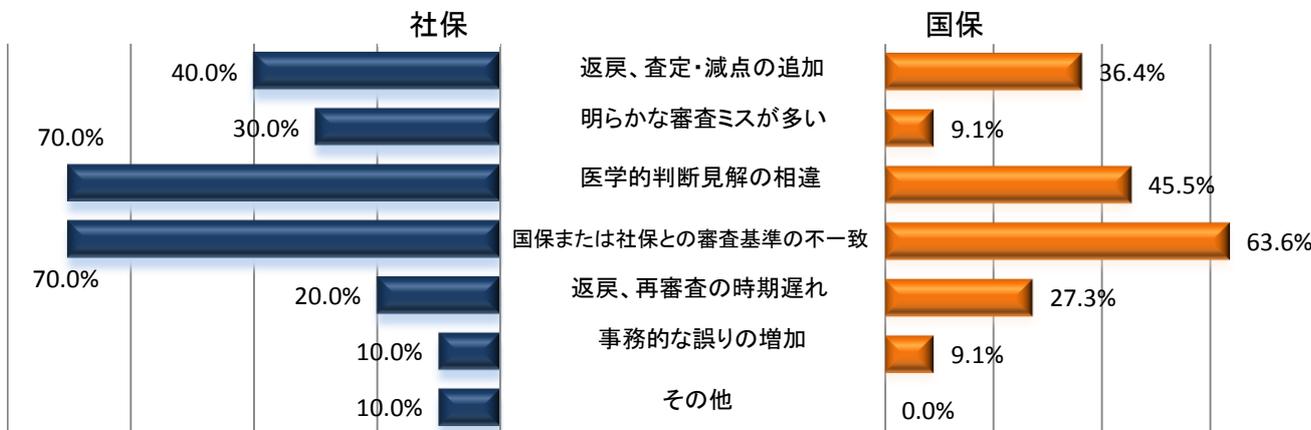
6.最近の基金・国保の審査内容について、どう思われますか？

	社保		国保	
妥当である	6	20.7%	6	20.7%
問題がある	10	34.5%	11	37.9%
特に何も感じない	12	41.4%	12	41.4%
無回答	1	3.4%		



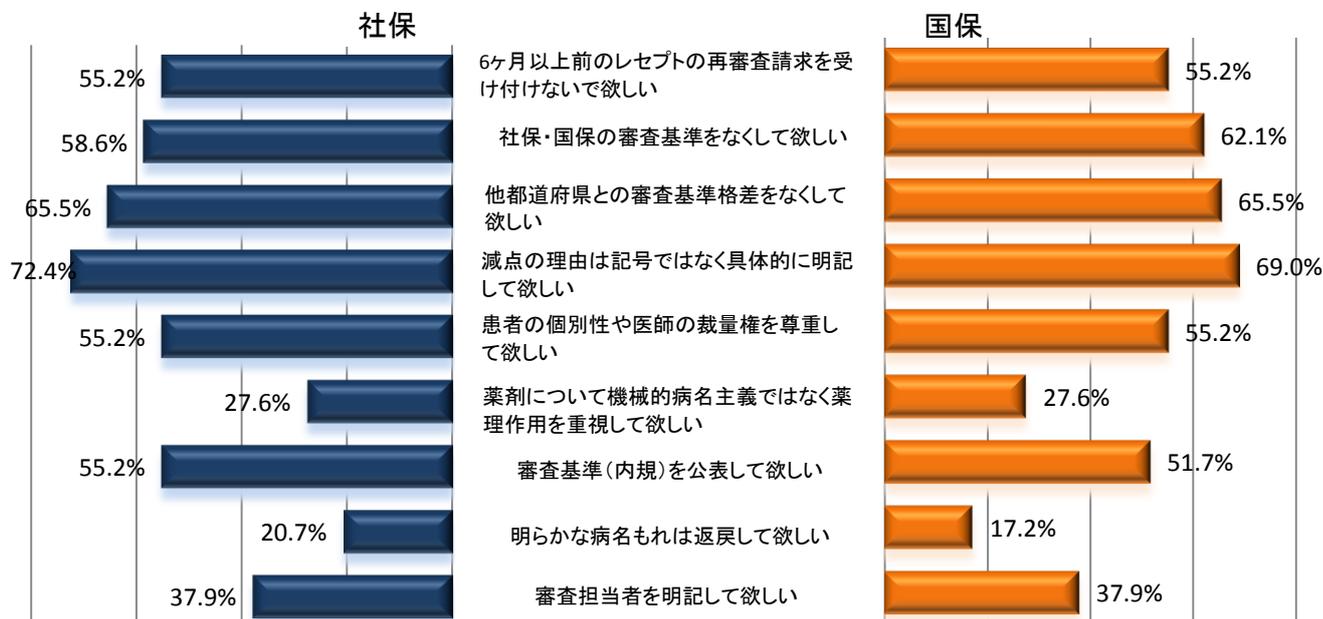
⇒『問題がある』と回答された先生、にその理由は？（複数回答可）

	社保		国保	
返戻、査定・減点の増加	4	40.0%	4	36.4%
明らかな審査ミスが多い	3	30.0%	1	9.1%
医学的判断見解の相違	7	70.0%	5	45.5%
国保または社保との審査基準の不一致	7	70.0%	7	63.6%
返戻、再審査の時期遅れ	2	20.0%	3	27.3%
事務的な誤りの増加	1	10.0%	1	9.1%
その他	1	10.0%	0	0.0%



7.審査についてどのような改善を要望されますか？（複数回答可）

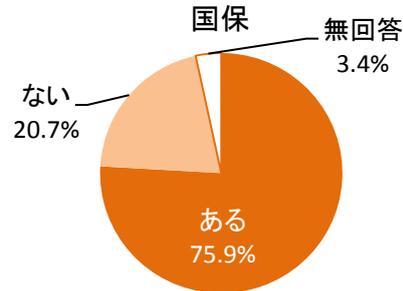
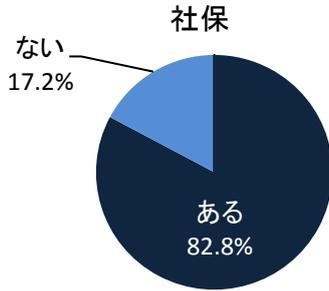
	社保		国保	
6ヶ月以上前のレセプトの再審査請求を受け付けないで欲しい	16	55.2%	16	55.2%
社保・国保の審査基準格差をなくして欲しい	17	58.6%	18	62.1%
他都道府県との審査基準格差をなくして欲しい	19	65.5%	19	65.5%
減点の理由は記号ではなく具体的に明記して欲しい	21	72.4%	20	69.0%
患者の個性や医師の裁量権を尊重して欲しい	16	55.2%	16	55.2%
薬剤について機械的病名主義ではなく薬理作用を重視して欲しい	8	27.6%	8	27.6%
審査基準(内規)を公表して欲しい	16	55.2%	15	51.7%
明らかな病名もれは返戻して欲しい	6	20.7%	5	17.2%
審査担当者を明記して欲しい	11	37.9%	11	37.9%



Ⅲ. 審査(減点)について

8.この1年間に査定(減点)を受けたことがありますか？

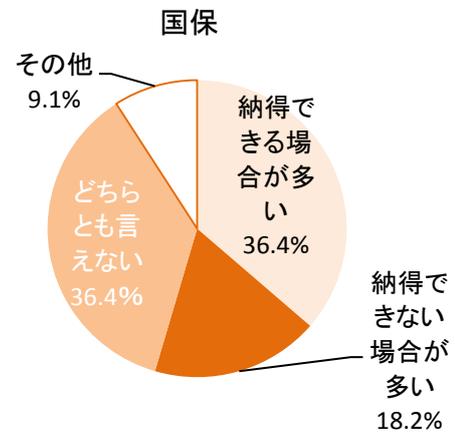
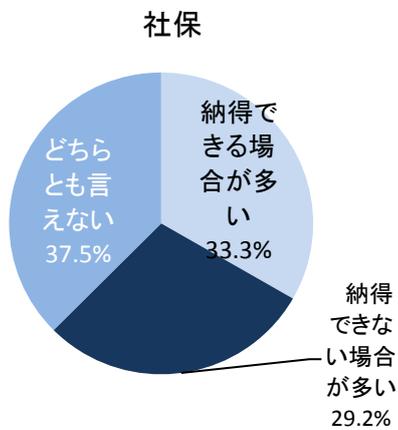
	社保		国保	
ある	24	82.8%	22	75.9%
ない	5	17.2%	6	20.7%
無回答	0	0.0%	1	3.4%



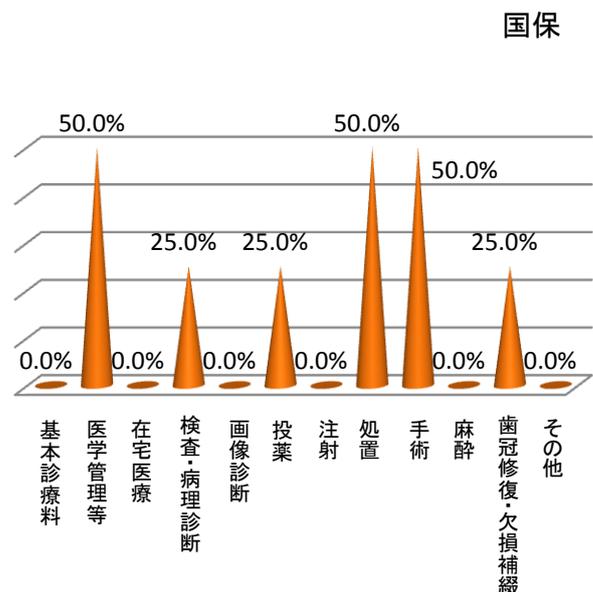
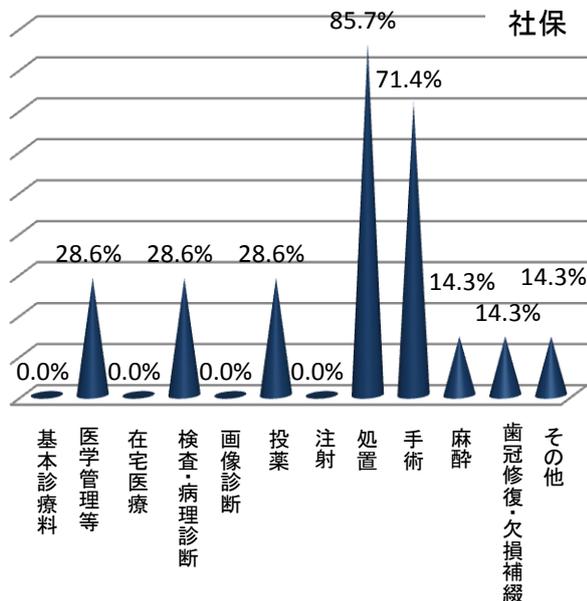
①『ある』と回答された先生にお伺いします。

査定(減点)は、全体として納得できるものでしたか？

	社保		国保	
納得できる場合が多い	8	33.3%	8	36.4%
納得できない場合が多い	7	29.2%	4	18.2%
どちらとも言えない	9	37.5%	8	36.4%
その他(無回答含む)	0	0.0%	2	9.1%

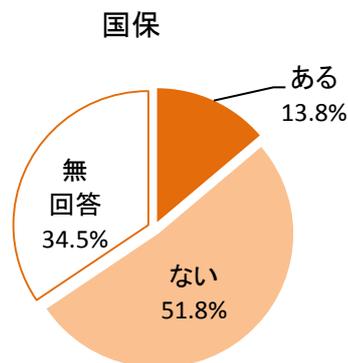
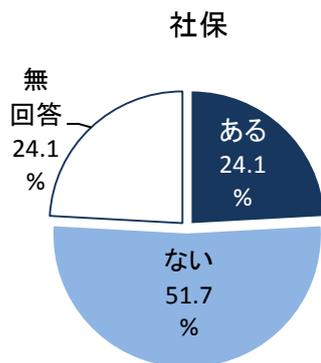


② 納得できないものは、どの項目に関するものですか？(複数回答可)



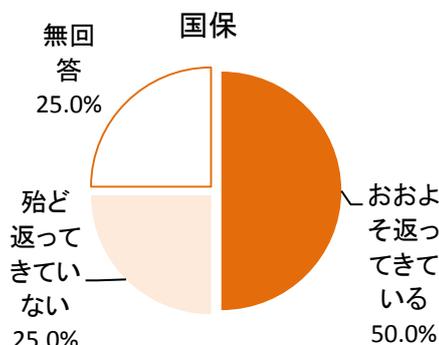
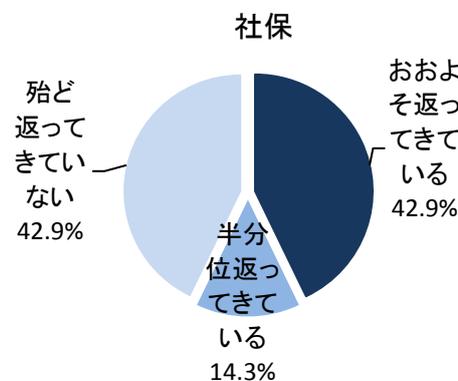
③ 納得できない査定(減点)には医療機関から再審査請求ができますが、この1年間に再審査請求をしたことがありますか？

	社保		国保	
ある	7	24.1%	4	13.8%
ない	15	51.7%	15	51.8%
無回答	7	24.1%	10	34.5%



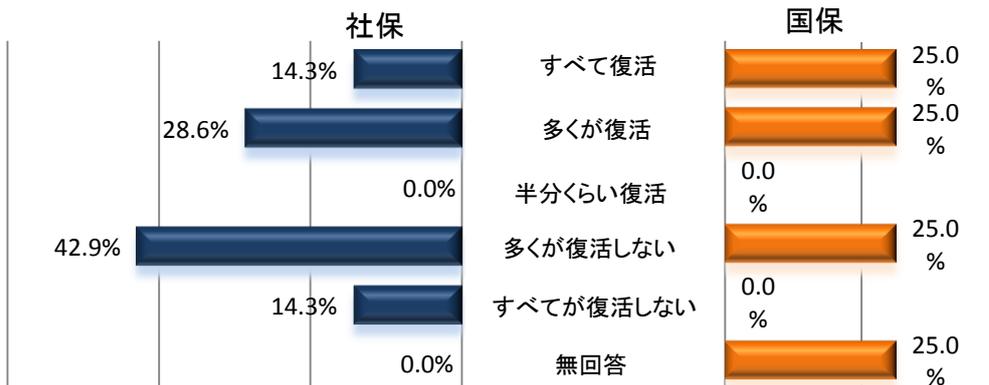
④ 設問③で『ある』とお答えの先生に、再審査請求の結果は返ってきますか？

	社保		国保	
おおよそ返ってきている	3	42.9%	2	50.0%
半分位返ってきている	1	14.3%	0	0.0%
殆ど返ってきていない	3	42.9%	1	25.0%
無回答	0	0.0%	1	25.0%



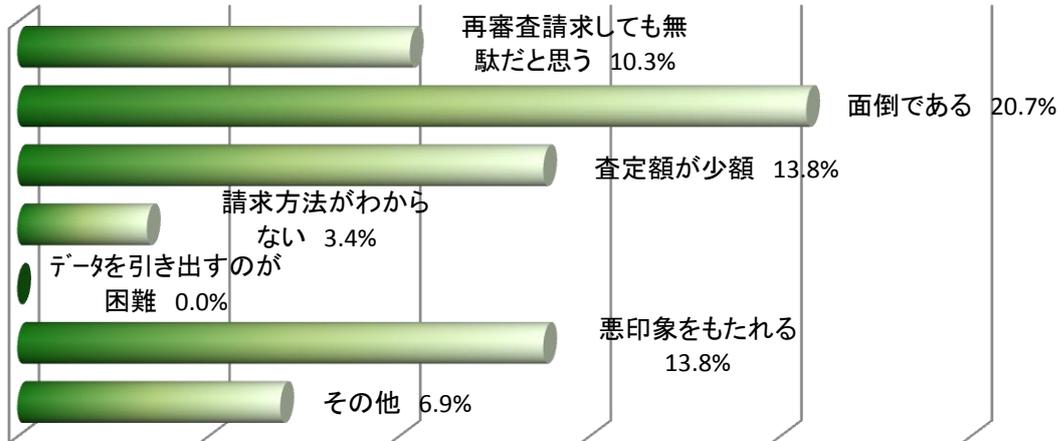
⑤ 設問③で『ある』とお答えの先生に、再審査請求の結果はどうでしたか？

	社保		国保	
すべて復活	1	14.3%	1	25.0%
多くが復活	2	28.6%	1	25.0%
半分くらい復活	0	0.0%	0	0.0%
多くが復活しない	3	42.9%	1	25.0%
すべてが復活しない	1	14.3%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	1	25.0%



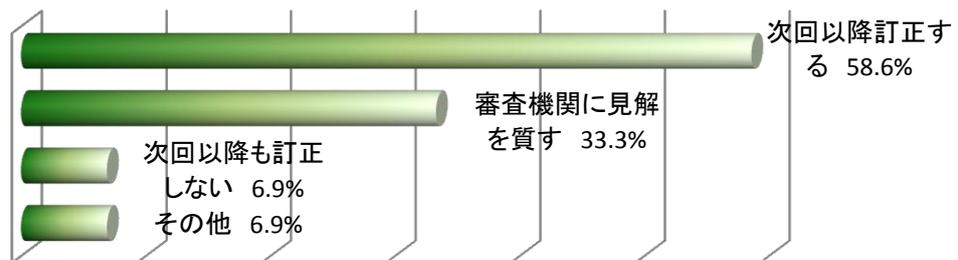
⑥ 設問③で『ない』とお答えの先生に、再審査請求をしない理由は何ですか？

再審査請求をしても無駄だと思う	3	10.3%
面倒である	6	20.7%
査定額が少額	4	13.8%
請求方法わからない	1	3.4%
査定月のデータを引き出すのが困難である	0	0.0%
悪印象をもたれる	4	13.8%
その他	2	6.9%



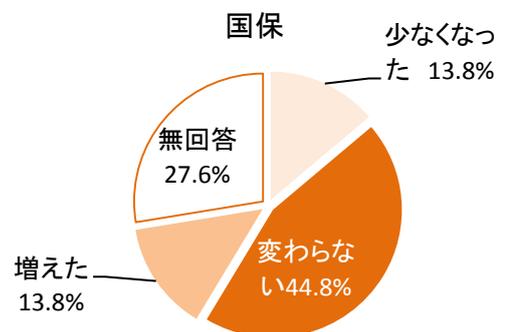
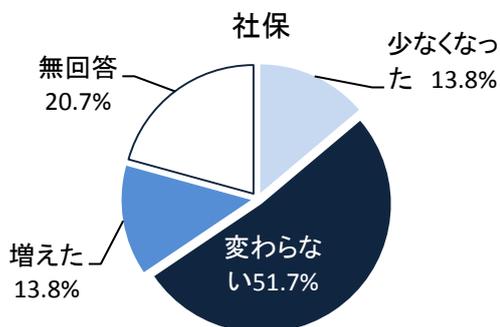
⑦ 査定(減点)に納得できない場合、再審査請求以外にどのように対応されますか？(複数回答可)

仕方なく受入れ、次回以降訂正する	17	58.6%
審査機関に見解を質す	9	33.3%
受入れず、次回以降も訂正しない	2	6.9%
その他	2	6.9%



⑧ 最近の査定(減点)は増えていますか、減っていますか？

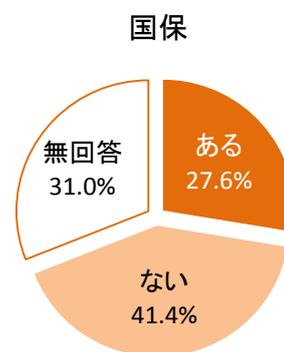
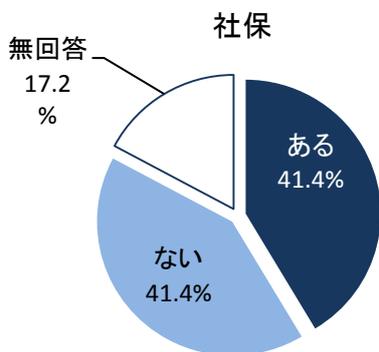
	社保		国保	
少なくなった	4	13.8%	4	13.8%
変わらない	15	51.7%	13	44.8%
増えた	4	13.8%	4	13.8%
無回答	6	20.7%	8	27.6%



9. 保険者からの再審査請求について

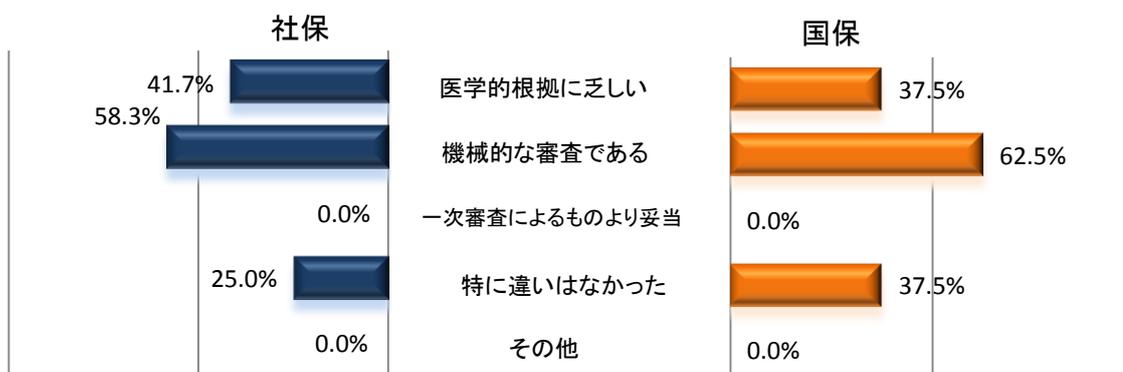
① この1年間で保険者からの再審査請求による6ヶ月以上経過したレセプトの返戻・減点がありましたか？

	社保		国保	
ある	12	41.4%	8	27.6%
ない	12	41.4%	12	41.4%
無回答	5	17.2%	9	31.0%



⇒『ある』場合、それは一次審査による査定(減点)と比べてどのように感じましたか？

	社保		国保	
医学的根拠に乏しい	5	41.7%	3	37.5%
機械的な審査である	7	58.3%	5	62.5%
一次審査によるものより妥当	0	0.0%	0	0.0%
特に違いはなかった	3	25.0%	3	37.5%
その他	0	0.0%	0	0.0%

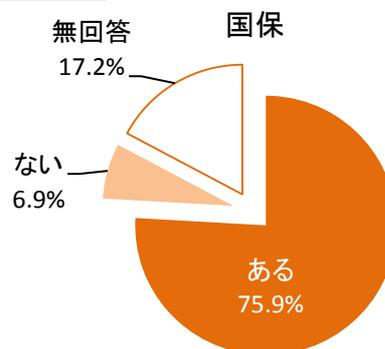
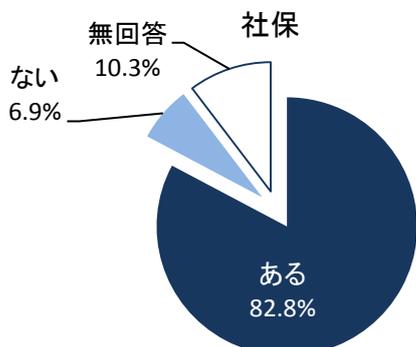


IV. 返戻について

10. 審査委員からの返戻について、お伺いします。

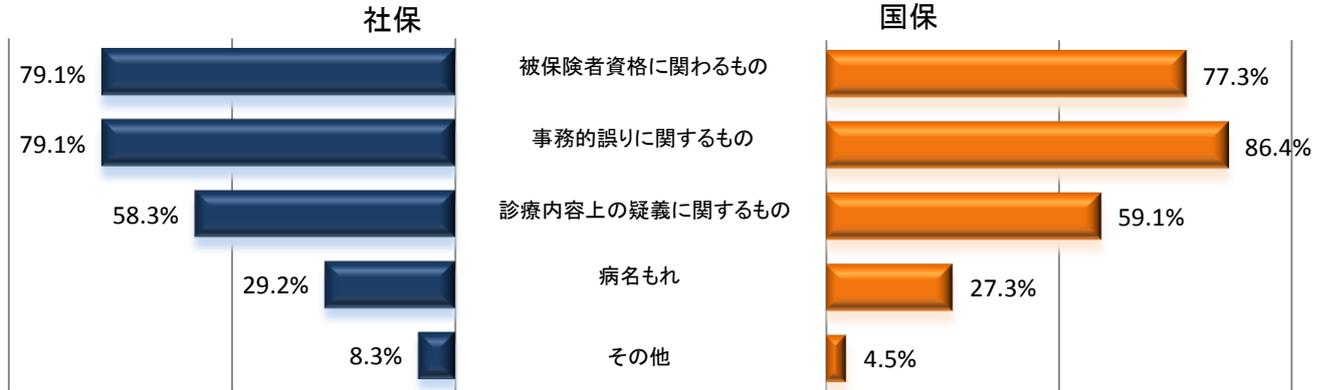
① この1年間にレセプトが返戻されたかがありますか？

	社保		国保	
ある	24	82.8%	22	75.9%
ない	2	6.9%	2	6.9%
無回答	3	10.3%	5	17.2%



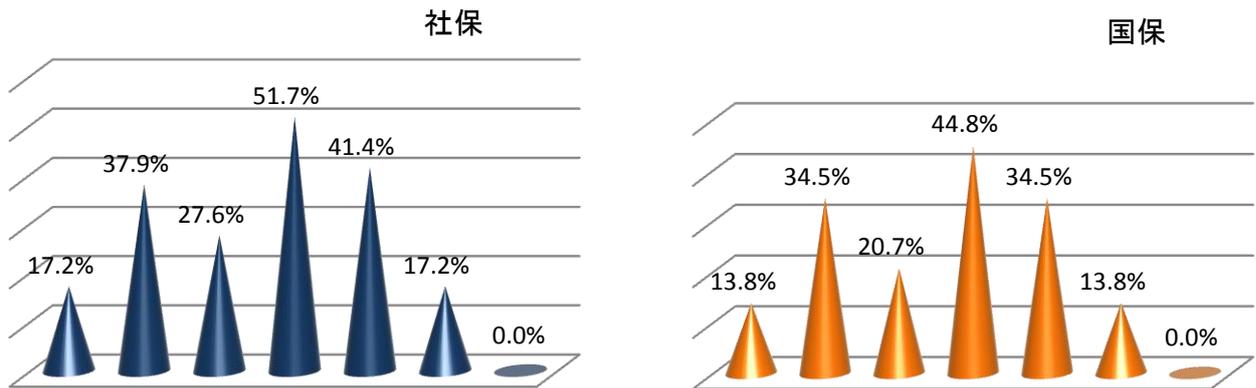
②その内容は、どのようなものでしたか？（複数回答可）

	社保		国保	
被保険者資格に関わるもの	19	79.1%	17	77.3%
事務的誤りに関するもの	19	79.1%	19	86.4%
診療内容上の疑義に関するもの	14	58.3%	13	59.1%
病名もれ	7	29.2%	6	27.3%
その他	2	8.3%	1	4.5%



③審査委員会からの返戻について、日頃どのように感じていますか？（複数回答可）

	社保		国保	
請求内容に不備がなく納得できない場合が多い	5	17.2%	4	13.8%
請求内容に不備がある場合が多く肯定的に受け止めている	11	37.9%	10	34.5%
査定(減点)するくらいなら返戻して欲しい	8	27.6%	6	20.7%
保険証を確認したにもかかわらず、資格喪失として返戻されたことがある	15	51.7%	13	44.8%
時間がかかり経過したレセプトが返戻されてくる場合がある	12	41.4%	10	34.5%
返戻する前に医療機関に問い合わせるべきで	5	17.2%	4	13.8%
その他	0	0.0%	0	0.0%



請求内容に不備がなく納得できない場合が多い

請求内容に不備がある場合が多く肯定的に受け止めている

査定(減点)するくらいなら返戻して欲しい

保険証を確認したにもかかわらず、資格喪失として返戻されたことがある

時間がかかり経過したレセプトが返戻されてくる場合がある

返戻する前に医療機関に問い合わせるべきである

その他

請求内容に不備がなく納得できない場合が多い

請求内容に不備がある場合が多く肯定的に受け止めている

査定(減点)するくらいなら返戻して欲しい

保険証を確認したにもかかわらず、資格喪失として返戻されたことがある

時間がかかり経過したレセプトが返戻されてくる場合がある

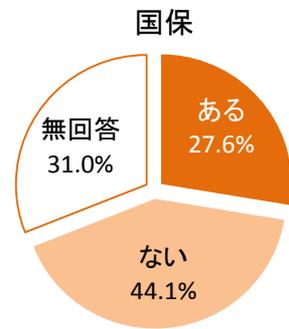
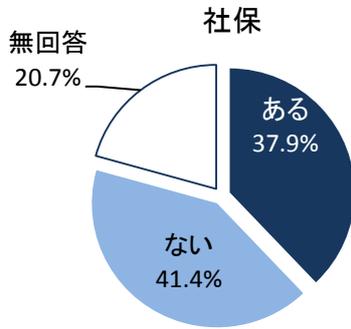
返戻する前に医療機関に問い合わせるべきである

その他

11.資格喪失後受診の返戻についてお伺いします。

資格喪失受診後に関する返戻は医療機関の同意がないと返戻できないことになっていますが、事前に保険者から連絡なしに返戻されることはありますか？

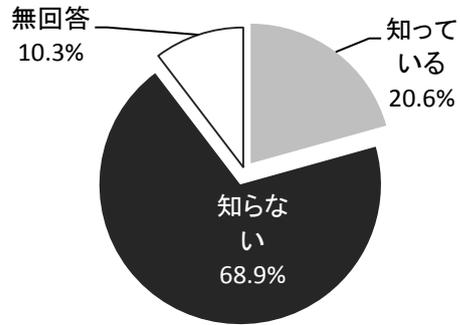
	社保		国保	
ある	11	37.9%	8	27.6%
ない	12	41.4%	12	41.4%
無回答	6	20.7%	9	31.0%



V.審査支払機関の面接懇談について

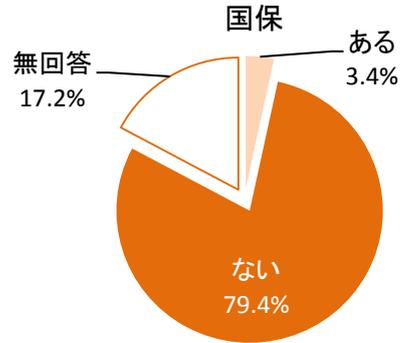
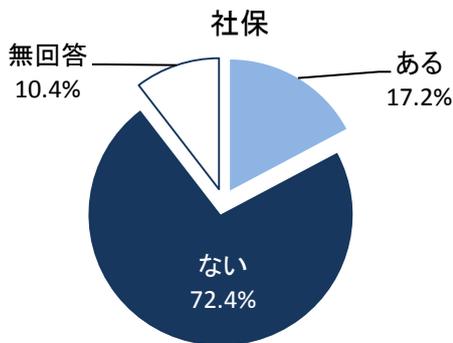
12.審査委員と直接会い、懇談する「面接懇談」をご存知ですか？

知っている	6	20.6%
知らない	20	68.9%
無回答	3	10.3%



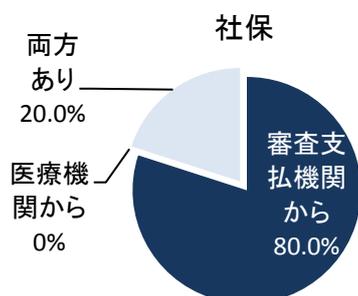
13.「面接懇談」に行かれたことはありますか？

	社保		国保	
ある	5	17.2%	1	3.4%
ない	21	72.4%	23	79.4%
無回答	3	10.4%	5	17.2%



⇒『ある』場合、その面接懇談は、審査支払機関からの申し出によるものですか、医療機関からの申し出によるものですか？

	社保		国保	
審査支払機関から	4	80.0%	1	100.0%
医療機関から	0	0.0%	0	0.0%
両方あり	1	20.0%		



VI. 審査について、ご意見などがありましたら、ご記入ください。

- 審査員名を知りたい。いつも同じ方のような気がする。もう少し具体的に教えてほしい。
- 診療上必要であり、より良い医療のためにやっている治療さえ審査が通らないことに理不尽さを感じます。
- 国が本気で国民の健康を守ろうとしていない。特に歯科は非常に軽んじられている。国民のQOLに対する意識が低く、まず人々の生活・人生・健康を重視するという考えがない。
- 責任を持って審査をし、返戻するのであれば、名前を明記するべきである。上から目線の返戻が多々見られる。
- 保険証に関して、国保での有効期限が記載されていることを、患者さん自身、把握しておらず、切れた保険証を持参したり、国保から社保に変更になっても、役場に保険証を返却せず、そのまま受診され後から返戻となる場合があります。同様に、会社を退職したにもかかわらず、会社に返却せず資格を持っているかのように社保の保険証を持参し、受診され、確認の仕様がなく、後になって資格喪失の返戻となり困ります。また高齢者の保険証についてですが、ほとんどが窓口で1割負担ですが、時々3割負担の方がおり、事務的ミスで見落としてしまう場合があるので、1割負担者と3割負担者の保険証を色分けするなど工夫をして頂きたいと思います。
- 審査からは少し離れてしまうかもしれませんが、資格喪失後受診で経験し困ったことについて書かせて下さい。国保家族として受診されていた患者さんが、息子さんの扶養家族として時期を遡って社保家族に編入したため、それまで提出していた国保レセプトが全て資格外となったことがありました。所属の市町村国保課より当方に連絡があり、上記の理由で返戻したいと言われましたが、こちらとしては有効である国保証を毎月確認し、ミスはないと思いましたがお断りしたところ、時期が長期に渡るので、資格外となった国保分の医療費を患者さんに請求するのは金額が大きくなるためどうでしょうか、と言われました。結局、返戻は断ったのですが、国保課が患者さんに「〇〇歯科が事務処理をしてくれないので患者さんが国保分の医療費を全額支払うことになった」という言い方をし、それを後から患者さんに聞きました。しかく、喪失について、医療機関は確認の術がないのに責任や後始末を負わされる現状にどうも納得がいきません。
- 審査はなるべく医療機関以外(保険者や基金)で処理して頂きたい。やむを得ず内容の相談・返戻があるときは、どう訂正してほしいのかを分かりやすくしてほしいです。
- 保険証を確認したにもかかわらず、該当者なしといわれても、どうしようにもありません。基金に問い合わせましたら、何万という企業を指導できる筈がないと怒られました。退職者の場合は、基金と企業との関係で、医療機関には問題ありません(巻き添えにしないでほしい)。

- 義歯修理で病名「義歯不適合」で出したところ、この病名では修理はとれないと言ってきた。しかし、保険相談委員や病例集により反論すると、次の月は全部返戻された。ところが、3ヶ月後くらいからは全部通るようになった。そのほか多数。審査委員の選定には適した人材を！
- 保険医の自由な裁量を認めない方向に審査が行われているように思われる。平均点を下げる方向に全体が行ってしまつては、負けた事になるので、あくまでやった事は堂々と請求するようにしたい。審査に犯罪捜査のプロを使うなど、もつての外である。
- 生体は保険の規則だけでは解決できない場合が多い。
- 性別の間違い程度であれば、電話での対応はできないか？